

# 農振法の線引きが決まる

新農業振興地域整備計画——五十七年三月号でその概要をお知らせしましたが、三月に県の認下がり、今後は、この計画に添った農業施策が図られることとなります。

## 八〇年代農業を確立

この新農業振興地域整備計画は、現在をふまえた中で、十年後の本市農業のあるべき姿を描いたもので、具体的には、①農用地区域の設定 ②農業生産基盤の整備 ③農地の高度利用を図るため、利用権の調整など農地の流動化促進 ④近代化農業施設の整備 ⑤農村生活環境の整備を一体的に行うことで、八十年代に合った農業と農地を確立しようというものです。

## 計画策定の背景

農業の健全な発展と、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的に「農業振興地域計画に関する法律」が、昭和四十四年から施

行されましたが、十年以上経った今日わが国の農業と農村をめぐる環境は変わり、経済規模拡大の鈍化、労働力の流出による農業労働力のせい弱化、農業生産の再編成、非農家の増加と兼業化による地域連帯感の弱まりなど、厳しい状況にあります。

しかしながら一方では、このような状況においても、意欲的な農業者やその集団によって、生産構造を地域ぐるみで再構築する試みもみられるなど、生活環境と自然環境を一体とした、望ましい農業と農村の振興対策が強く求められている時でもあります。

こうした中、国では農業振興地域においては、総合的な振興・整備を図るための基本的な地域計画を策定し、機能の拡充と実務の向上を図るよう指導してきています。

## 白根市の特色を生かした施策づくりの柱に

市では、こうした国の意向を受け、五十六年度から五十七年度に

かけて、従来までの振興計画を見直し、新しい計画づくりを進めてきました。

計画をまとめるにあたっては、現地調査や説明会を行うとともに、農業者の意向調査、関係機関団体との協議、市農政審議会の意見を聞くなどしてきました。この結果、前にも掲げた、農用地利用計画をはじめとする五つの計画を柱にした「新農業振興地域整備計画」がまとまりました。

市では、この基本計画を基に、引き続き事業の具体化を示す、おおむね三年間の実施プログラムづくりを進め、白根市の特色を生かした、農業施策を推進していくことにしています。

## 四千四百ハクを農用地区域に設定

他への転用は原則的にできなくなります

この計画で、農用地区域（農業用施設用地を含む）として設定された総面積は四千四百一拾一ヘクタールで、下図のとおりです。この面積は従来計画より六十七ヘクタール減っています。これは、都市計画用途地域としての予定地や集落内にある農地を、これまでより多く除外したことなどによるものです。今後、農用地区域と白地地域の関係などは、次の表のようになります。特に、農用地と設定されたところの他への転用は原則としてできないこととなります。

## ●農振法の農用地区域と農振白地地域の関係

### 各種制度の適用

制度	区分	農用地区域	農振白地地域 その他区域
(1)土地基盤整備事業		●事業実施の対象地域となる	●原則として対象地域とならない
(2)農地移動適正化あっせん事業 ア、あっせんによる税制の優遇措置 イ、譲渡所得税の特別控除 ウ、不動産取得税等の特例		●事業の適用が受けられる ●有る	●受けられない ●無い
		短期 500万円 長期 〇 ○不動産取得税から土地の価格の半額に軽減される ○登記の際の登録免許税が半額に軽減される	短期 0 長期 100万円 ○無い ○軽減されない ○半額
(3)他の用途への転用		●原則的にできない	●都市計画法及び農地法等の許可があれば転用可能
(4)相続税贈与税の取扱		●純農地…評価倍率が低い	●中間農地…倍率が高い

## ●農振法土地利用計画図凡例

- 農地・農業用施設用地  
(今後とも長期にわたって農業上利用するため確保すべき土地)
- 都市計画用途地域
- 白地地域 (農用地として利用することが見込まれない土地)

